

保育の必要性の認定について

平成26年10月

保育の認定について

新制度では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給するしくみとされており、保育の必要性の認定に当たり、国は①「事由」、②「区分」、③「優先利用」について基準を定めています。

(1)事由

現行の保育に欠ける事由	新制度における保育の必要性の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。（その他）</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労（月64時間以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

(2) 区分

保育標準時間	両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合（11時間）
保育短時間	両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合（8時間）

認定区分の種類

	保育を必要とする		保育を必要としない	
3歳未満児	3号認定	保育標準時間	—	
		保育短時間		
3歳以上児 (小学校就学前)	2号認定	保育標準時間	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間
		保育短時間		

(3) 優先利用

新制度における優先利用対象項目
<p>・優先利用事項は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none">① ひとり親家庭② 生活保護世帯③ 生として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合⑤ 子どもが障害を有する場合⑥ 育児休業が終了した場合⑦ 兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童⑨ その他市町村が定める事由

※ 上記の内容については、規則等の整備を行う予定。